

官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム
「サウンディング」
案件登録様式

■ 記入票

項目	記入欄
1. サウンディング情報	
① 団体名	和歌山県紀美野町企画管財課
② 事業名	紀美野町道の駅整備事業
③ 本事業の現在の検討の状況 ※該当する番号に○（いずれか一つ）	1.事業発案の検討 2.事業化の検討 3.事業者選定の検討
④ サウンディングの目的	○整備する施設は、収益性の観点から 40 代以上の地域外来訪者をメインターゲットに据えつつも、地域住民の利用も促進できる施設としたい。 ○現時点では、候補地、施設規模、導入機能、事業手法についての基本計画案を策定したが、運営に参画する事業者が実際にいるのか、参画意向をサウンディングにより図り、事業化の判断材料としたい。
⑤ 民間事業者に対する質問事項	○当町が道の駅の構想、前提条件を踏まえて、事業(運営)に参画される可能性はいかほどか意見をいただきたい。 ○整備手法について、運営事業者の意向を設計施工に反映させることができる DBO 方式または指定管理者事前選定方式を考えているが、どちらの手法が適しているか、また参画の可能性が高いかご意見をいただきたい。 ○独立採算での経営についての意見をいただきたい。また、指定管理料や維持管理費用の金額について提案いただきたい。 ○現状想定している機能についての意見をいただきたい。また、その他導入すべき機能、事業者提案による機能があれば提案いただきたい。 ○令和8年度に運営事業者公募、令和 11 年度に開駅というスケジュール感についての意見をいただきたい。 ○客層について、メインターゲットは 40 代以上の地域外来訪者に据えつつも、町民の利用も促進される道の駅とすることはできるのか意見をいただきたい。 ○土地約 12,000 m ² に対する施設規模（建物面積・駐車台数）に関する意見をいただきたい。
⑥ 対話を希望する業種 ※該当する番号に○（複数可） 注）希望する業種の事業者の参	1.設計 2.建設 3.不動産 4.金融機関 5.維持管理 6.コンサルタント 7.運営（ ）

加を確約するものではありません	8.その他（ ）
⑦対話を希望する事業者 の事業展開エリア ※該当する番号に○（複数可） 注）希望する規模の事業者を確 約するものではありません	1.全国展開している事業者 2.当該エリア外の事業者 3.地元事業者 4.その他（ ）
2. 事業概要	
（１）基本情報	
①事業の分野 ※該当する番号に○（複数可）	1.公有財産利活用 2.都市公園 3.観光施設 4.教育・文化関連施設 5.賃貸住宅・宿舍等 6.廃棄物処理施設・斎場 7.インフラ施設（ ） 8.スモールコンセッション 9.その他（ ）
②事業の種類 ※該当する番号に○（複数可）	1.新設 2.建替え 3.改修 4.維持管理・運営 5.その他（ ）
③想定する事業類型 ※該当する番号に○（複数可）	1.サービス購入型 2.収益型 3.混合型 4.その他（ 指定管理者制度、DBO ）
④想定する事業の手法 ※該当する番号に○（複数可） ※PFI 事業方式（BTO、RO 等） が具体的に決まっている場合、 「1.PFI 事業」の（ ）内に記載 ください。	1.PFI 事業（ ）方式 2.DBO 方式 3.包括的民間委託 4.指定管理者制度 5.コンセッション 6.Park-PFI 7.土地の賃貸借 、8.建物の賃貸借 9.その他（ ）
⑤事業内容 ※事業の内容を簡潔にご記入 下さい	道の駅を拠点に、地域内外の交流を促進することで、コミュニティが拡充し、また経済的な潤いをもたらす「人と人との笑顔をつなぐ道の駅」を実現する。
⑥現状及び課題	運営について参画意向を示す事業者がいるか分からず、事業化（予算化）の目途が立っていない。
⑦前提条件 ※事業化にあたって事業者 に考慮してほしい事項等を簡 潔にご記入ください	○整備事業の手法：資金調達は公共側が負担する想定 ○運営事業の手法：民間事業者は可能な限り独立採算にて運営 ○導入機能：道の駅の基本機能である休憩機能、情報発信機能、 交流機能＋魅力創出機能（※事業者提案） ●下記のとおりメインターゲットは、地域外来訪者とするが、地 域住民の利用も促進されるよう各機能を導入する。 ○事業スケジュール： ○ターゲット層：収益を考慮し、メインターゲットは 40 代以上 の地域外来訪者
⑧事業スケジュール（予 定）	令和 8 年度に運営事業者公募、令和 11 年度に開駅予定

(2) 対象地	
①所在地（交通情報含む）	和歌山県海草郡紀美野町内の国道 370 号線沿線
②敷地面積	約 12,000 m ²
③土地利用上の制約	
④所有者	民地
⑤周辺施設等	
⑥対象地周辺の環境	
⑦その他 （上記項目以外の情報、特徴、留意すべきこと等）	事業化が確定していないため、地権者への説明や土地の取得はできていない。したがって、候補地の情報だけが独り歩きすることを避けるため、詳細な位置については公表できない。

■ 添付資料

①：案件概要資料